

保護者 様

福井県立敦賀高等学校

学校感染症による出席停止について

年 ホーム 氏名

学校保健安全法第 19 条の規定により、学校感染症に罹患した場合は、お子さまの休養と学校における流行の蔓延を防止するために出席停止の措置をとることになっています。

医療機関において下記の学校感染症罹患証明書に記入していただき、学校に提出してください。

【学校感染症と出席停止期間の基準】

種別	感染症名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ・新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん(3日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症【溶連菌感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)、マイコプラズマ感染症等】	

(切り取らずにご提出ください)

主治医 様

学校感染症罹患証明書について (依頼)

上記生徒について、学校保健安全法第 19 条の規定により、本人の休養と他者への蔓延、流行を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。ただし、症状等により、予防上支障がないと認められる場合は、この限りではありません。

お手数をおかけいたしますが、下記事項について、証明していただきますようお願い申し上げます。

病 名 _____ と診断しましたことを証明します。

出席停止期間 _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日まで

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名及び
医師名 _____